

(別紙 1)

狛江市における補助金等の交付に関する基準

1 目的

この基準は、地方自治法（以下「法」という）第232条の2に基づき本市が公益上の必要性から支出する補助金等について、交付を決定するにあたっての客観的な評価基準として定めるものであって、透明で公正な交付手続きの確保、効率的かつ効果的な執行、及び補助金等の見直しや評価に資することを目的とする。

2 補助金等の定義

この基準において補助金等とは、法第232条の2に基づき、市が公益上必要があると認めた場合において、市以外のものが行う事業に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

3 前提条件

市が交付する補助金等は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 補助金等は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等をあらかじめ明確にし、常に市民に対し公表すること。
- (2) 補助を受ける団体等に対して、補助金申請時に具体的な効果等を申告させるとともに、事業実施後にはこれを客観的に評価させるなど、常に事業の検証を行うこと。
- (3) 補助金等の交付に当たっては、補助の対象となる事業経費を明確にすること。
その際、交際費、飲食費、慰労的な研修に係る経費など直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会一般通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費については補助金の交付対象としないこと。
- (4) 同一団体等への補助金等の交付はすべて3年をもって見直しをすること。ただし、国や都等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直しをすること。

4 交付基準

補助金等を交付する場合は、次の各基準を総合的に勘案して、その適否を判断しなければならない。

(1) 公益性の基準

市の政策目的に合致し、市民の福祉の増進に資するものに限定する。

(2) 公平性の基準

直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。

(3) 必要性の基準

事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。

(4) 効果・経済性の基準

明確な効果を有し、交付目的を実現する上で最少の費用で最大の効果をもたらすものである。

(5) 適正性の基準

事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。

5 補助金等の評価

すべての補助金等は、上記の交付基準に基づく補助金等評価基準表によって評価され、その結果は直ちに公表される。評価結果に基づき、補助金等の存廃、補助額の変更を含む見直しを毎年必ず行うこととする。ただし、市長が社会経済情勢等を十分に勘案し必要と認めた場合には、評価結果とは異なる措置をとることを可能とするが、そのような措置をとることに関して、市長は市民に対して説明責任を果たすものとする。